

寄 附 行 為

学校法人 松 本 学 園

第 1 章 総 則

則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人松本学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を長野県松本市笹賀 3 1 1 8 番地に置く。

第 2 章 目的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 松本短期大学 幼児保育学科 介護福祉学科 看護学科
- (2) 松本短大幼稚園

第 3 章 役 員 及 び 理 事 会

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 8 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 松本短期大学長及び松本短大幼稚園長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内

2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、松本短期大学長、松本短大幼稚園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（松本短期大学長、松本短大幼稚園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第 8 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第17条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、13人以上17人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 第16条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第20条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者 4人以上5人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 3人以上4人以内
 - (3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 6人以上8人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第22条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第34条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第 6 章 解 散 及 び 合 併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(責任の免除)

第42条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定められた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定

に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、松本学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、長野県知事の認可の日（昭和45年12月28日）から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和47年1月29日）から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和49年8月31日）から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年8月12日）から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年12月21日）から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年5月26日）から施行する。
平成15年1月31日理事会議決のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。但し、松本短期大学幼児教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年12月24日）から施行する。
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月1日）から施行する。
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。
令和2年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	市	川	文	夫
理事	上	条	憲	太郎
理事	片	山	光	義
理事	桐	原	義	司
理事	和	合	正	治
理事	横	内	秀	雄
監事	増	田	要	次郎
監事	上	村		長

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>松本看護大学 看護学部 看護学科</u></p> <p>(2) <u>松本短期大学 幼児保育学科 介護福祉学科 看護学科</u></p> <p>(3) <u>松本短大幼稚園</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>松本短期大学 幼児保育学科 介護福祉学科 看護学科</u></p> <p>(2) <u>松本短大幼稚園</u></p>
<p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>松本看護大学長又は松本短期大学長及び松本短大幼稚園長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>松本看護大学長、松本短期大学長、松本短大幼稚園又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u></p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 松本短期大学長及び松本短大幼稚園長</p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、松本短期大学長、松本短大幼稚園又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>
<p>(監事の選任)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員 (<u>松本看護大学長、松本短期大学長、松本短大幼稚園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。</u>) 又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>	<p>(監事の選任)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員 (松本短期大学長、松本短大幼稚園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。) 又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>
<p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、長野県知事の認可の日(昭和45年12月28日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和47年1月29日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和49年8月31日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和60年8月12日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12</p>	<p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、長野県知事の認可の日(昭和45年12月28日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和47年1月29日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和49年8月31日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和60年8月12日)から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12</p>

<p>月 21 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 6 年 5 月 26 日) から施行する。</p> <p>平成 15 年 1 月 31 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。但し、松本短期大学幼児教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 16 年 12 月 24 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 6 月 1 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 12 月 5 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 <u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日) から施行する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>月 21 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 6 年 5 月 26 日) から施行する。</p> <p>平成 15 年 1 月 31 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。但し、松本短期大学幼児教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 16 年 12 月 24 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 6 月 1 日) から施行する。</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 12 月 5 日) から施行する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		令和元 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合 計
	校 地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施 設	基 準 内	—	478,697	—	—	—	—	478,697
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設 備	図 書	—	29,230	—	—	—	—	29,230
		教 具 校 具 備 品	—	135,000	—	—	—	—	135,000
	小 計		—	642,927	—	—	—	—	642,927
新設校の開設年度の経常経費					266,023			266,023	
合 計			—	642,927	266,023	—	—	908,950	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	316,713 千円
		基 準 外	77,958 千円
	設 備	図 書	32,319 千円
		教 具・校 具・備 品	3,341 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	908,950千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金1,170,536千円のうち908,950千円を財源に充当
合 計	908,950千円	

財産目録総括表

科目	年度	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産		1,265,973千円	1,509,110千円	1,509,110千円
二 運用財産		1,478,350千円	1,597,387千円	1,597,387千円
三 負債額		268,964千円	490,263千円	490,263千円
1 固定負債		122,287千円	351,720千円	351,720千円
2 流動負債		146,677千円	138,543千円	138,543千円
四 基本財産+運用財産		2,744,323千円	3,106,497千円	3,106,497千円
五 純資産(四-三)		2,475,359千円	2,616,234千円	2,616,234千円

貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日

(単位 円)

資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増	減
固定資産	[1,827,361,259]	[1,740,147,269]	[87,213,990]	
有形固定資産	[1,779,002,655]	[1,535,961,994]	[243,040,661]	
特定資産	[42,000,000]	[200,000,000]	[△ 158,000,000]	
その他の固定資産	[6,358,604]	[4,185,275]	[2,173,329]	
流動資産	[1,279,135,410]	[1,004,175,449]	[274,959,961]	
資産の部合計	3,106,496,669	2,744,322,718	362,173,951	
負債の部				
科 目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債	[351,720,315]	[122,287,015]	[229,433,300]	
流動負債	[138,543,102]	[146,677,460]	[△ 8,134,358]	
負債の部合計	490,263,417	268,964,475	221,298,942	
純資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増	減
基本金	[2,769,431,455]	[2,780,319,784]	[△ 10,888,329]	
第1号基本金	2,725,431,455	2,578,319,784	147,111,671	
第2号基本金	0	158,000,000	△ 158,000,000	
第4号基本金	44,000,000	44,000,000	0	
繰越収支差額	[△ 153,198,203]	[△ 304,961,541]	[151,763,338]	
純資産の部合計	2,616,233,252	2,475,358,243	140,875,009	
負債及び純資産の部合計	3,106,496,669	2,744,322,718	362,173,951	

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	看護学部棟建設工事	鉄筋コンクリート2階建1152.15㎡	令和2年6月着工 令和3年2月完成予定	松本看護大学看護学部専用
	既存看護実習室 改修工事	間仕切り壁改修2箇所	令和3年2月着工 令和3年2月完成予定	松本看護大学看護学部へ転用
	看護学部設置に係る 図書の購入	図書5,717冊、学術雑誌15種、データベース2種、視聴覚資料168点	令和3年3月購入予定	松本看護大学看護学部専用
	看護学部設置に係る 教具・工具・備品の購入	教具、校具、備品1,229点	令和3年3月購入予定	松本看護大学看護学部専用
	松本短期大学 設備の充実	図書、学術雑誌、視聴覚教材ほか	令和2年度購入予定	松本短期大学専用
		コピー機1台ほか 教務システム改修ほか	令和2年度購入予定 令和2年度購入予定	松本短期大学専用 松本短期大学専用
松本短大幼稚園 設備の充実	机、椅子ほか 小型スクールバス1台	令和2年度購入予定 令和2年度購入	松本短大幼稚園専用 松本短大幼稚園専用	
令和3年度	松本看護大学看護学部 設備の充実	データベース維持	令和3年度購入予定	松本看護大学看護学部専用
	松本短期大学 設備の充実	図書、学術雑誌、視聴覚教材ほか	令和3年度購入予定	松本短期大学専用
教具、校具、備品ほか		令和3年度購入予定	松本短期大学専用	
教務システム改修ほか		令和3年度購入予定	松本短期大学専用	

令和3年度	松本短大幼稚園 教具・校具・備品の充実	机、椅子ほか	令和3年度購入予定	松本短大幼稚園専用
令和4年度	松本看護大学看護学部 設備の充実	データベース維持	令和4年度購入予定	松本看護大学看護学部専用
	松本短期大学 設備の充実	図書、学術雑誌、視聴覚教材ほか	令和4年度購入予定	松本短期大学専用
		教具、校具、備品ほか 教務システム改修ほか	令和4年度購入予定 令和4年度購入予定	松本短期大学専用 松本短期大学専用
松本短大幼稚園 教具・校具・備品の充実	机、椅子ほか	令和4年度購入予定	松本短大幼稚園専用	
令和5年度	松本看護大学看護学部 設備の充実	データベース維持	令和5年度購入予定	松本看護大学看護学部 専用
	松本短期大学 設備の充実	図書、学術雑誌、視聴覚教材ほか	令和5年度購入予定	松本短期大学専用
		教具、校具、備品ほか 教務システム改修ほか	令和5年度購入予定 令和5年度購入予定	松本短期大学専用 松本短期大学専用
松本短大幼稚園 教具・校具・備品の充実	机、椅子ほか	令和5年度購入予定	松本短大幼稚園専用	
令和6年度	松本看護大学看護学部 設備の充実	データベース維持	令和6年度購入予定	松本看護大学看護学部専用
	松本短期大学 設備の充実	図書、学術雑誌、視聴覚教材ほか	令和6年度購入予定	松本短期大学専用
		教具、校具、備品ほか 教務システム改修ほか	令和6年度購入予定 令和6年度購入予定	松本短期大学専用 松本短期大学専用
松本短大幼稚園 教具・校具・備品の充実	机、椅子ほか	令和6年度購入予定	松本短大幼稚園専用	

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		111,300	208,600	305,900	403,200
手数料収入		4,321	4,542	4,763	4,784
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		16,470	32,920	70,370	93,820
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		10	20	20	30
雑収入		40	40	160	160
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		62,650	62,650	62,650	62,650
その他の収入		117,522	70,570	49,148	35,100
資金収入調整勘定		△ 62,750	△ 62,750	△ 62,750	△ 62,750
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		249,563	316,592	430,261	536,994

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		216,063	239,702	294,121	295,914
教育研究経費支出		11,740	43,430	61,000	94,570
管理経費支出		11,220	21,620	33,600	45,600
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		1,540	1,540	1,540	1,540
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		10,200	11,700	41,700	41,700
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 1,200	△ 1,400	△ 1,700	△ 1,700
翌年度繰越支払資金		0	0	0	59,370
支出の部合計		249,563	316,592	430,261	536,994

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	111,300	208,600	305,900	403,200
		手数料	4,321	4,542	4,763	4,784
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	16,470	32,920	70,370	93,820
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	40	40	160	160
		教育活動収入 計	132,131	246,102	381,193	501,964
	支出	人件費	216,063	239,702	294,121	295,914
		教育研究経費	36,740	68,430	106,000	139,570
		管理経費	13,220	24,620	38,100	50,100
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計		266,023	332,752	438,221	485,584	
教育活動収支差額		△ 133,892	△ 86,650	△ 57,028	16,380	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	10	20	20	30
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	10	20	20	30
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額		10	20	20	30
経常収支差額		△ 133,882	△ 86,630	△ 57,008	16,410	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	20	20	40	40
		特別収入 計	20	20	40	40
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		20	20	40	40	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 133,862	△ 86,610	△ 56,968	16,450	
基本金組入額合計		0	0	0	0	
当年度収支差額		△ 133,862	△ 86,610	△ 56,968	16,450	
前年度繰越収支差額		0	△ 133,862	93,280	36,312	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 133,862	△ 220,472	36,312	52,762	
(参考)						
事業活動収入 計		132,161	246,142	381,253	502,034	
事業活動支出 計		266,023	332,752	438,221	485,584	